

コンプライアンス

当社グループでは、法令および社会規範に従うことが企業の存続と発展の条件であると捉え、CSR基本方針にて「良識ある事業活動」を行うこと、また「よき企業市民、よき社会人」であることを定めています。これを受けてコンプライアンスを法令および広く社会規範に従うことと認識し、コンプライアンス規則を策定し、コンプライアンス基本方針を定めています。

コンプライアンス基本方針

1. 当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題と位置づけ、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立する。
2. 当社グループにおけるすべての役員・社員等がコンプライアンスに対する意識を十分に持ち、コンプライアンス違反の発生を防止する。
3. コンプライアンス違反の発生またはそのおそれを把握した場合には、迅速かつ適切に対応する。

体制

当社グループでは、リスクマネジメントの実効性をより高めるとともに、コンプライアンスを維持向上、推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、年2回、定期的開催しています。本委員会は、取締役会が指名するCRO(チーフ・リスクマネジメント・オフィサー)を委員長とし、CROが指名する各部門長、箇所長および国内連結子会社の長であるリスク・コンプライアンス責任者から構成しています。各部門、箇所および国内連結子会社のコンプライアンスに関する重要事項、対策計画等は本委員会の審議を経て、取締役会で決議します。

また、当社グループにおけるコンプライアンス活動全般の継続的改善を推進する専門組織として、経営企画部リスク・コンプライアンス室を設置しています。同室は、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する教育、指導のほか、リスク・コンプライアンス責任者から定期的に各部門等での法令遵守状況や教育研修実施状況等の報告を受け、必要に応じて改善支援、当社グループ内への情報共有を実施しています。

さらに、内部通報制度として「相談ほっとライン」を設置し、コンプライアンス違反の未然防止、早期解決のための体制を整えています。

コンプライアンス違反件数

指標	対象範囲	単位	2016	2017	2018	2019
相談ほっとライン通報件数	連結*	件	0	0	3	2
独占禁止／反競争的な慣行により受けた法的措置(捜査継続中の事例)	連結*	件	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
独占禁止／反競争的な慣行に関する罰金・示談金	連結*	千円	0	0	0	0
確定した腐敗事件(捜査継続中の事例)	連結*	件	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
腐敗に関する、罰金・示談金	連結*	千円	0	0	0	0
その他、コンプライアンスにかかわる摘発件数(環境を除く)	連結*	件	0	0	0	0
その他、コンプライアンスにかかわる罰金・示談金(環境を除く)	連結*	千円	0	0	0	0

*国内の非連結グループ会社を含む

相談ほっとライン

当社グループは、コンプライアンス違反またはそのおそれを把握した場合は、上司への報告をふくめ通常の業務のなかで対処することを原則としていますが、迅速かつ効果的な対応が困難であると判断した場合に、コンプライアンス違反の未然防止または早期解決を図るため、「相談ほっとライン」を設置しています。通報の窓口は、リスク・コンプライアンス室、社外弁護士または社外監査役とし、通報の手段はメール、郵便、電話等を選択できます。通報を受けた場合には、その都度、監査役に内容を報告しています。匿名での相談も受け付けるとともに、調査の妨害禁止、通報者探しの禁止、嫌がらせの禁止等を規則で明確に定めることで、安心して相談できる制度を整えています。

コンプライアンス研修

新入社員研修をはじめ、役員・社員等に対して、企業倫理に関する参加型の研修を開催し、一人ひとりがコンプライアンスについて向き合い、主体的にコンプライアンスを推進できるよう取り組んでいます。

また、各種法令に関しては、下請法やインサイダー取引規制、外国公務員贈賄防止規制等、事業上重要なテーマに関する研修を定期的で開催しているほか、社内講師による身近な法律知識をテーマにしたインハ

ウスセミナーを計画的に実施する等、実用性を重視した研修を行っています。

各種研修は、当社のみならず、関係会社の役員・社員等も対象としており、当社グループ全体の知識向上に努めています。



コンプライアンス研修

コンプライアンスマニュアル

コンプライアンスマニュアルでは、日産化学グループの役員、社員等（社員・嘱託・パート・臨時に雇い入れた者および派遣社員）が法令・社規および社会規範を遵守し、コンプライアンスを徹底するために守るべきルールを定めています。また、コンプライアンスマニュアルに相談ほっとラインの制度や特徴を記載することで、内部通報制度についての啓蒙を行っています。

主なコンプライアンス推進施策(2019年度)

コンプライアンス全般	役員・管理職コンプライアンス研修、新入社員研修
独占禁止法、下請法	独占禁止法・下請法に関する研修、下請法に関する社内監査
情報管理	情報管理研修、情報管理およびマイナンバー管理に関する社内監査
インサイダー取引規制	インサイダー取引防止研修
贈賄防止	腐敗防止・外国公務員等贈賄防止研修
安全保障輸出管理	外為法に関する研修
相談ほっとライン	社内報、ポスター掲示による継続周知
その他	新任役員研修、役員研修、契約実務に関する研修(本社・工場)、改正民法に関する研修

人権・腐敗防止への取り組み

当社は、2018年4月に国連グローバル・コンパクト(UNGC)に加盟しました。UNGCが提唱する、人権・労働・環境・腐敗防止の4分野における10原則を支持する姿勢を明確にするため、労働を含む人権方針、腐敗防止方針を2019年に策定し、社員を含むすべてのステークホルダーに向けて取り組みを推進していきます。

人権デューデリジェンスの取り組み

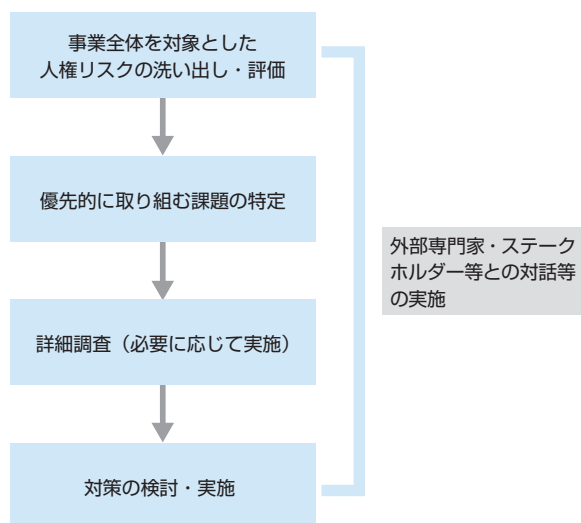
企業は事業活動を行うことで、そのステークホルダーであるさまざまな人々の人権に影響を与える可能性があります。そのため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業に対し、人権を尊重する責任があることが示されています。また、人権の尊重を実現するために、企業に対し「方針によるコミットメント」、「人権デューデリジェンスの実施」等が求められています。

「人権デューデリジェンス」とは、企業活動による人権への負の影響(=人権リスク)を特定・評価し、防止・軽減のために対処していく継続的な取り組みです。

当社では、「人権デューデリジェンス」の取り組みの一環として、主要な事業およびそのバリューチェーンを対象とし、事業活動を通じて人権に負の影響を与えるリスクの洗い出し、評価に着手しました。

2020年度は当社が優先的に取り組むべき人権課題を特定し、その対応について検討を進めていきます。

人権デューデリジェンスの取り組み



日産化学グループ人権方針(抜粋)

- 1 人権の尊重
- 2 人権侵害への非加担
- 3 雇用と労働
「強制労働・児童労働の禁止」「良好な労使関係」「公正で公平な報酬」「差別の撤廃」
- 4 問題発生時の対応

日産化学グループは、自社グループの事業活動において人権へ負の影響を引き起こした場合は、その救済と是正に向けて適切に対処します。

日産化学グループ腐敗防止方針(抜粋)

- 1 定義
「腐敗」とは、贈収賄をはじめ、業務上の権限を個人または会社の利益のために用いることをいいます。
「贈収賄」とは、会社がその事業を進めるうえで、
 - 役員、社員が第三者に不正、違法行為を行わせるために、もしくは第三者から要求を受けて、不当な利益を提供すること、または、
 - 役員、社員が第三者に不当な利益を要求すること、もしくは要求し、受領することをいいます。
- 2 腐敗防止への決意
- 3 腐敗防止に関する遵守事項
「不正競争防止法」「米国海外腐敗行為防止法」「中国反不正競争法」
- 4 問題発生時の対応

日産化学グループは、その事業活動において腐敗防止に反する事態を起こした場合は、是正に向けて適切に対処するとともに、関係当局の調査に全面的に協力します。